

松江市個人演説会等の施設の設備等に関する定め及び公職の候補者等の納付すべき費用の額の件（平成 20 年松江市教育委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

松江市教育委員会 教育長 藤原亮彦



改正後							改正前								
1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定は、次のとおりとする。							1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定は、次のとおりとする。								
営造物 の名称	使用する屋室			照 明	演 壇	設 備 等	使用に 関する 定め	営造物 の名称	使用する屋室			照 明	演 壇	設 備 等	使用に 関する 定め
	種別	個数	面積 (㎡)						種別	個数	面積 (㎡)				
略							略								
松江市大玉湯公民館	ホール	1	432	//	1	//	//	松江市大玉湯公民館	ホール	1	432	//	1	//	//
松江市会舘	会議室	1	300	//	1	//	//	松江市会舘	会議室	1	300	//	1	//	//
松江市八束公民館	大会議室	1	144.49	//	1	//	//	松江市八束公民館	大会議室	1	144.49	//	1	//	//
略							略								

2 公職選挙法施行令第121条第1項の規定による公職の候補者等の納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

営造物の名称	公職の候補者等の納付すべき費用の額
松江市城東公民館、松江市城北公民館、松江市城西公民館、松江市白潟公民館、松江市朝日公民館、松江市雑賀公民館、松江市古志原公民館、松江市川津公民館、松江市朝酌公民館、松江市法吉公民館、松江市竹矢公民館、松江市津田公民館、松江市乃木公民館、松江市忌部公民館、松江市大庭公民館、松江市生馬公民館、松江市持田公民館、松江市古江公民館、松江市本庄公民館、松江市大野公民館、松江市秋鹿公民館、松江市鹿島公民館、松江市島根公民館、松江市美保関公民館、松江市八雲公民館、松江市玉湯公民館、松江市宍道公民館、松江市八束公民館、松江市東出雲公民館	松江市公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年松江市条例第39号)第15条の規定による額
略	

2 公職選挙法施行令第121条第1項の規定による公職の候補者等の納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

営造物の名称	公職の候補者等の納付すべき費用の額
松江市城東公民館、松江市城北公民館、松江市城西公民館、松江市白潟公民館、松江市朝日公民館、松江市雑賀公民館、松江市古志原公民館、松江市川津公民館、松江市朝酌公民館、松江市法吉公民館、松江市竹矢公民館、松江市津田公民館、松江市乃木公民館、松江市忌部公民館、松江市大庭公民館、松江市生馬公民館、松江市持田公民館、松江市古江公民館、松江市本庄公民館、松江市大野公民館、松江市秋鹿公民館、松江市鹿島公民館、松江市島根公民館、松江市美保関公民館、松江市八雲公民館、松江市玉湯公民館、松江市八束公民館、松江市東出雲公民館	松江市公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年松江市条例第39号)第15条の規定による額
略	

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。